

令和4年第3回宇治田原町議会定例会

目 次

○第2日（令和4年9月8日）

議事日程（第2号）	19
日程第1 一般質問	21
1. 宇佐美 ま り 議員	21
2. 藤 本 英 樹 議員	24
3. 今 西 利 行 議員	29
4. 山 内 実貴子 議員	40
5. 山 本 精 議員	46
6. 森 山 高 広 議員	49
7. 浅 田 晃 弘 議員	56
8. 原 田 周 一 議員	61

令和4年第3回宇治田原町議会定例会

議事日程(第2号)

令和4年9月8日

午前10時04分開議

日程第1 一般質問

1. 宇佐美 まり 議員
2. 藤本 英樹 議員
3. 今西 利行 議員
4. 山内 実貴子 議員
5. 山本 精 議員
6. 森山 高広 議員
7. 浅田 晃弘 議員
8. 原田 周一 議員

1. 出席議員

議長	12番	谷口 整	議員
副議長	1番	浅田 晃弘	議員
	2番	原田 周一	議員
	3番	宇佐美 まり	議員
	4番	山本 精	議員
	5番	山内 実貴子	議員
	6番	上野 雅央	議員
	7番	藤本 英樹	議員
	8番	森山 高広	議員
	10番	榎木 憲法	議員
	11番	今西 利行	議員

1. 欠席議員 9番 馬場 哉 議員

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西	谷	信	夫	君
教	育	長	奥	村	博	巳
都	市	整	備	政	策	監
総	務	担	当	理	事	
建	設	事	業	担	当	理
教	育	次	長	黒	川	剛
総	務	課	長	青	山	公
企	画	財	政	課	長	村
税	住	民	課	長	廣	島
福	祉	課	長	中	村	浩
健	康	対	策	課	長	立
子	育	て	支	援	課	長
建	設	環	境	課	長	谷
産	業	観	光	課	長	田
上	下	水	道	課	長	下
会	計	管	理	者	兼	会
生	涯	学	習	推	進	本
						部
						次
						長
						馬
						場
						浩
						君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事	務	局	長	矢	野	里	志	君
庶	務	係	長	重	富	康	宏	君

開 会 午前10時04分

○議長（谷口 整） 皆さん、おはようございます。

システムの不都合で若干開会時間が遅れました。申し訳ございません。

本日は、馬場議員及び山下副町長並びに塚本課長から欠席の申出があり、これを許可をしておりますのでご報告申し上げます。

それでは、ただいまの出席議員は11名であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（谷口 整） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、通告順に質問を許します。宇佐美まり議員の一般質問を許します。宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 改めまして、おはようございます。

通告に従いまして、9月定例会一般質問を行いたいと思います。よろしく願いいたします。

中学校部活動の地域移行についてお尋ねいたします。

学校教育において、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するものであり、学校教育の一環として学習指導要領に位置づけられた活動であるとされています。今回は、部活動に焦点を当て、教職員の負担を軽減しつつも、地域連携という手段によって部活動の持続可能で充実した環境を整備していただきたいという視点で質問させていただきます。

令和2年9月にスポーツ庁より「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が通知され、令和5年度から休日の部活動の段階的な地域移行を実施していくと示されています。

これまでの部活動は、教師による献身的な勤務のもとで成り立ってきた面が大いにあり、休日を含め、長時間勤務の要因になっていたこと。また、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じていました。

中学校における部活動は、設置、運営は法律上の義務ではなく、必ずしも教師が担う必要のない業務と位置づけられており、教師の勤務を要しない日に部活動の指導に携わる必要がない環境をつくり、教師の負担軽減を図るとともに、部活動の指導等に意欲を

有する地域人材の協力を得て、地域の活動として実施できる環境を整え、生徒にとって望ましい部活動の実現を図るものと示されています。

それらの状況を踏まえ、現時点での本町の運営実態について、現状と課題についてお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 黒川教育次長。

○教育次長（黒川 剛） 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、宇佐美まり議員の一般質問につきましてご答弁申し上げます。

維孝館中学校における部活動の運営実態の現状でございますが、全ての部活動で宇治田原町部活動指導指針に従って運営を行っております。顧問につきましては、全ての部活動で教員が担っております。また、複数の部活動では、地域の方がボランティアでコーチにいられている状況でございます。

また、近年、入部希望する生徒が減少し、教育活動として部活動を存続していくための部員の人数確保が難しくなっている部活動があることが課題となっているところでございます。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 部活動の段階的な地域移行を効率よく行うためには、受皿となる地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実、地域スポーツの振興について積極的に取り組むことが望まれます。

本町においても、このまま少子化が進行していけば、運動部活動は廃部や休部、活動の縮小に追い込まれることが想定されます。生徒にとっては、自分のやりたいスポーツの運動部活動がなく、あったとしても少ない部員数であることなどにより活動が低調となり、魅力を感じられない状況が生じるおそれがあります。そのことにより、生徒の運動部活動離れを引き起こすという悪循環が生じることにつながりかねません。また、そのことは文化部活動を希望する生徒にも同じことが当てはまります。

さきに述べた、文科省の学校の働き方改革を踏まえた部活動改革では、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動を望まない教師が休日の部活動に従事しないことが示されています。また、休日指導をする教師は、教師としての立場に従事するのではなく、兼職、兼業の許可を得た上で地域部活動の運営主体のもとに従事することとなり、令和3年度以降、教育委員会において兼職、兼業の許可の仕組みを適切に運用できるようにする旨が示されています。

実際に本町中学校ではどの程度の割合で兼職、兼業の許可を得た上で休日等に指導を

していただける教師がおられるのか、また、現有する部活動は来年度以降の休日指導は地域移行を踏まえて可能なのか、現段階で地域部活動の運営を担う人材や指導者などをどの程度確保できているのかについて、見通しも含めてお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 黒川次長。

○教育次長（黒川 剛） 令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行につきましては、京都府教育委員会主催による京都府地域運動部活動説明会の第1回目が本年8月3日に、第2回目が9月5日にそれぞれ開催されました。

そこで、京都府の部活動の地域移行に対する考え方が示されましたが、それらを基にした地域移行に向けて具体的な方向性、スケジュール等は現時点では明確になっていないのが現状でございます。

このような状況の中、本町におきましては、今後、具体化される国や京都府の方向性を基に、ご質問にあります諸課題を整理し、近隣教育委員会と連携して休日の部活動の段階的な地域移行に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 部活動の段階的な地域移行を効率よく行うための具体的な方策の一つとしての提案なのですが、本町では宇治田原町生涯学習推進計画が策定されました。その中には、基本方針1、誰もがいつまでも、学び・活躍できる環境づくり、基本目標3にある基本施策1、生涯スポーツによる健康づくりの機会・場の提供とあります。

この施策と連動する形で、例えば開放型のフリースポーツクラブなどを運営するモデル事業を進め、様々な地域部活動を立ち上げることで地域スポーツを活性化させます。その中から指導員を発掘し、養成した上で部活に派遣するという仕組みをつくることができます。これは、生徒と住民が交流することで地域活性化につながる有効な施策になると思います。単に中学校等の生徒のスポーツの機会を確保するという観点だけではなく、地域住民にとってもよりよい地域スポーツ環境を整えることとなります。多種多様な地域部活動の整備、住民ニーズに応じて複数の運動種目に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保など、これら地域スポーツ全体を振興する契機として捉え、幅広い世代が参加できる地域スポーツ環境の構築、生涯を通じた運動習慣づくりを促進することが重要です。それはまさしく生涯スポーツによる健康づくりの機会・場になると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 馬場生涯学習推進本部次長。

○生涯学習推進本部次長（馬場 浩） それでは、ご答弁申し上げます。

先ほど、議員のご指摘にもありましたように、スポーツ庁により、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を実施するよう指針が示されています。

本町におきましては、この指針をスポーツ協会等の団体の皆様方に認知していただいているところであり、先ほど、教育次長がご答弁申し上げたとおり、今後、具体化される国や京都府の方向性を基に、ご質問にあります諸課題を整理し、開放型のフリースポーツクラブも視野に入れる中で、近隣教育委員会と連携して休日の部活動の段階的な地域移行に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、この移行実施は、議員ご指摘のように、単に中学校などの生徒のスポーツ機会を確保するだけではなく、地域住民にとってもよりよい地域スポーツ環境を整えることになり、宇治田原町生涯学習推進計画の進行に大きく寄与するものと考えているところでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 部活動の地域移行をこれから進めていく上で、これから様々な問題や課題が出てくると思います。

まず、受皿と担い手の課題として、活動場所や必要経費の問題、生徒の安全や心身の健康に配慮した指導についても考えておかなければなりません。民間へ委託するにも参加費や施設使用料など様々な経費がかかり、スポーツ施設に移動するにしても家庭への負担が増えることが考えられます。

今まで、部活動は学校教育の一環として学校が丸抱えでしたが、これからは地域の子どもたちをどう育てるのか、地域の行政、大人、保護者が話し合い、意見を出し合う中で互いに進めていくことが大切になると思います。ぜひ、子どもたちが自発的に参画し、楽しさ、喜びを感じることができ、その活動を通して子どもたちと地域との強い絆が生まれ、これから長きにわたり地域に根づいた新たな部活動の意義を継承、発展していただけることを願っています。

以上をもちまして、私、宇佐美まりの一般質問を終了させていただきます。

○議長（谷口 整） これにて、宇佐美まり議員の一般質問を終わります。

次に、藤本英樹議員の一般質問を許します。藤本議員。

○7番（藤本英樹） 皆様、改めましておはようございます。

7番、藤本英樹でございます。通告に従いまして、9月定例会一般質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、オミクロン株の大流行により感染者数が

かなり増加しておりましたが、ここに来て高止まりの傾向が見られます。また、オミクロン株に有効な新ワクチンの接種につきましても、9月以降に前倒しして行っていくと政府が方針を定められました。ワクチン接種につきましても、今後とも何かとご尽力いただくことになろうかと思いますが、引き続きよろしくお願ひ申し上げますとともに、一日でも早い収束を願うばかりでございます。

今回の一般質問は、森林管理と観光事業について質問させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

まず、森林管理、中でも森林環境譲与税について質問をいたします。

平成31年4月に森林経営管理法が施行されたことに伴ひ、新たな森林所有者、林業者、町による森林の経営管理を確保するため、森林環境譲与税が導入されました。森林の整備や保全のため、国が自治体に配分されます森林環境譲与税について、自治体への配分は、人口と、私有林人工林面積及び林業就業者数で決定されると聞いております。

制度開始以来、本町への配分について確認をいたします。

○議長（谷口 整） 田村産業観光課長。

○産業観光課長（田村 徹） 皆様、改めましておはようございます。

ただいま、藤本議員から頂戴いたしました一般質問に対しましてご答弁申し上げます。

森林環境譲与税につきましても、森林・山村地域の町村を中心とした自治体関係者の悲願として、長きにわたる粘り強い運動を経て実現したものであり、町域の多くを森林が占める本町にとりましても貴重な財源の一つでございます。

令和元年度から本町へも配分が開始されており、その金額は令和元年度が458万7,000円、令和2年度は974万8,000円、昨年度が1,071万8,000円であり、3カ年で計約2,500万円の交付があったところでございます。

○議長（谷口 整） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 森林環境譲与税は、気候変動対策や防災、水源涵養など多目的な森林機能の保全を目的とし、令和6年度から個人住民税に1人当たり年間1,000円を上乗せして徴収する新税、森林環境税が原資で、前倒しして令和元年度から自治体への配分を開始しております。

森の荒廃や林業の担い手不足に悩む地方への資金提供が目的であります。人口数が加味されており、森林の少ない都市部に優遇されている傾向にあると聞いております。

ある統計では、制度開始の令和元年度と2年度に市町村に配分された資金の54%が使われず、基金に積み立てられていたことが明らかになっております。総務省と林野庁

の調べでは、市町村に配分された令和元年度の160億円、令和2年度の340億円のうち、使われたのはいずれも半分に満たず、残高が271億円となっていたとの報道もありました。また、全て基金に積み立てた市町村が、令和元年度で666市町村、全体の38%、令和2年度で341市町村、全体の20%となっております。

そこで、先ほどは歳入について質問いたしましたが、今回は、本町での森林環境譲与税の用途について確認をしたいと思います。

○議長（谷口 整） 田村課長。

○産業観光課長（田村 徹） それでは、ご答弁申し上げます。

森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、その用途が森林整備、森林整備に係る人材育成、森林機能の普及啓発、木材の利用促進などと規定されています。

本町では、森林整備を第一と考え、いわゆる放置森林を対象として、新たに森林所有者、林業者、町により適正な森林を経営管理することに先立ち、森林所有者に対し意向調査を実施することとしております。

このため、令和2年から3年度は約900万円の森林環境譲与税を活用し、意向調査の対象となる森林を抽出するとともに、施業効果、施業の容易性、法的規制等を考慮した優先順位を設定したところでございます。

今年度からは、この調査結果に基づき、順次森林所有者への意向調査を実施した上で現地の測量等を行い、経営管理権集積計画を作成し経営管理することとしており、まずは禅定寺の約60ヘクタールを実施する予定でございます。

しかし、これまでの調査結果で、本業務の対象森林は約1,100ヘクタールにも及び、業務は長期間を要することから、これまでの森林環境譲与税の残額を含め、豊かな森を育てる基金に積み立て、計画的・継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） では次に、危険木への対応について質問をいたします。

国の新税に先駆けて、京都、滋賀などの府県は、国税を放置林対策、地方税は防災、環境対策などの森林保全に活用されておられます。

本町は森林面積が約75%を占める森林のまちでございます。当然に山林の近くまで民家が立ち並んでいる場所もございます。民家近くの立木が、近年勢力を増して上陸してくる台風、いつどこで発生してもおかしくない線状降水帯や地震などの自然災害でいつ倒木してもおかしくない状況の箇所がございます。このような不安を解消するため、

府や町は、民家にかぶさる危険木伐採に対し補助金を制定されてはおりますが、京都府で年間100万円、本町で40万円と非常に少額であり、住民からの要望を全て網羅することはできません。住民の皆様の不安の解消、また、町の安心・安全の確保のため、危険木への伐採についてさらに取組を拡大・拡充していくことが必要と考えますが、この点について本町の考えを確認をしたいと思います。

○議長（谷口 整） 垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 民家近くの危険木への対応につきましてですが、危険度など一定基準以上であることが必要となりますが、京都府の要適正管理森林等災害予防事業補助金と、府事業に採択されないものを対象としました、町の林地内危険木防災対策事業補助金があります。限られた予算の中ではございますが、住民の皆様にご活用いただいているところでございます。

議員ご指摘のとおり、本町は森林の占める割合が多く、民家のすぐ隣が山林である、そういった場所もございます。危険木への対応につきまして、住民の皆様の要望が継続的にありますことから、今後も引き続きまして府事業への事業費拡大、採択要件の緩和、さらには町事業の財源確保を含めまして、京都府へ要望、協議する中で連携して取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 先週から今週にかけて、猛烈な勢力で沖縄地方に接近いたしました台風11号が、西日本各地に影響を及ぼしながら通過していきました。気象条件の変化に伴い、台風はますます巨大化、勢力増大が予測されます。

また、平成30年9月4日の台風21号は非常に強い勢力で近畿地方を縦断し、各地に大きな被害をもたらしました。関西空港連絡橋に燃料タンカーが衝突したり、京都では鞍馬寺の境内の多くの樹木が倒木したり、本町でも神社の境内の樹木が倒木し、幸いにも社と逆方向でしたので建物への被害は免れましたが、ほかにも数カ所の倒木が発生したことを記憶しております。倒木して被害が生じる前に倒木しそうな樹木を除去し、安全対策を講じることも森林所有者と行政の役割ではないかと考えておりますので、今後、府とも協議していただき、対応いただきますようよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

観光事業について質問をいたします。

観光事業の中でも、西ノ山展望広場の活用について質問をいたします。

本町の観光地といいますと、禪定寺や猿丸神社をはじめ、正寿院や永谷宗円生家、宗円交遊庵やんたんが挙げられます。また、末山・くつわ池自然公園は本年度から指定管理者が民間事業者となり、これまで以上にアウトドアが楽しめる施設に生まれ変わる取組がなされていると聞いております。

他方で、本町がこれまで整備を進めてきた西ノ山展望広場につきましては、昨年度、京都府において公衆トイレが設置され、休憩所としての機能も充実してきている中、インスタ映えするハートキューブがあるだけで、主要な観光地となるにはいまだ物足りない気がしております。本町の西の玄関口であり、新名神の開通後は宇治市からの交通量も増加することが予想されます。来町者が初めて目にする景色が西ノ山集団茶園であり、この展望広場となりますので、休憩場所としても何かもうひと工夫欲しいところでございます。例えば、本町へお越しいただいた方が気軽に立ち寄れる憩いの場とするべく、ベンチの設置や人が集えるイベント等を開催してみるのも1つの方法と考えますが、今後の活用方法について確認いたします。

○議長（谷口 整） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 西ノ山展望広場につきましては、インターチェンジに程近く、府内最大級の茶園景観を有することから、立ち止まり、休憩できる場所として京都府においてトイレを整備していただいたこともありまして、お子様連れのご家族や若い世代のご利用が徐々に増えてきているところでございます。

また、公立小学校の校外学習にご活用いただくなど、ご利用者の年齢や目的の幅も広がるとともに、滞在時間も増加するなど、イベントなどにも対応可能な状況でございます。

しかし、コロナはまだまだ予断を許さない状況でございますので、今後の状況を見極める必要はございますけれども、立地特性を生かしたイベントなどを通じてニーズを把握する中で、にぎわいの場づくりを検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口 整） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 来町者の中には、観光でなくても、本町のお茶を目当てに来られる方もおられ、また、日本緑茶発祥の地である本町のお茶は、これまで数多くの農林水産大臣賞受賞者を輩出しており、お茶のまちとしておいしいお茶でのおもてなしをしてきました。

例えば、新茶の季節に宇治田原町をアピールするためにも西ノ山展望広場で新茶イベ

ントなどの催物を開催してみるのも一つの方法と考えますが、その辺りの計画について、何か考えがあるのであれば確認したいと思います。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、藤本議員のご質問にお答え申し上げます。

日本遺産、日本茶 800 年の歴史散歩の構成市町村の一つでもあります本町では、日本緑茶発祥の地として高品質な茶葉を国内外の市場に提供するとともに、長い歴史に育まれましたおもてなしの精神は、多くの来訪者を快く迎えてまいってきたところでございます。

先ほどの答弁にもございましたけれども、西ノ山展望広場につきましては、インターチェンジに程近く、府内最大級の茶園景観を有することから、まずはその立地特性を生かした日本緑茶発祥の地の PR イベントや、またお茶をテーマとしたマルシェなどのイベント等を通じてニーズを把握し、隣接する末山及びくつわ池自然公園についても、今年度から新たに須河車体株式会社が指定管理者となったこともあることから、民間事業者ならではの様々なノウハウを活用し連携する中で、お茶に関する情報発信や物販などの施設を併設した観光茶園など、新たな観光拠点となるよう検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 藤本議員。

○7 番（藤本英樹） 観光地をアピールするならそれなりの整備は必要であり、何か目的や引きつけるものがないとなかなか集客は望めません。

新名神高速道路が開通すれば、本町を訪れる方も通過する車両も増えてくることから、末山・くつわ池自然公園や西ノ山展望広場が西の玄関口となってきます。多くの方に訪れてもらうためにも、イベント等、幅広い取組は必要であると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で9月定例会一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて、藤本英樹議員の一般質問を終わります。

次に、今西利行議員の一般質問を許します。今西議員。

○11 番（今西利行） 今西利行です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず最初は、地域公共交通についてです。

1 点目は、運賃の有料化についてお聞きいたします。

地域公共交通については、6月議会の町の答弁にもあったように、私も町営バスを維持・継続することが最重要課題であると考えております。そして、6月議会でも指摘いたしました。住民に負担を求めず、町がこれまでどおりしっかりと予算を確保すれば維持・継続できると考えております。

しかし、この間、総務建設常任委員会等でも説明がありましたが、有料化することで国の補助を受け、それを充当することで維持・継続につながるというのも一つの方法であると考えます。ただ、町営バスの運行は公共交通であり、福祉施策ではないという説明もありましたが、これまで20年以上にわたって無料で運行してきた経過を踏まえれば、運転免許を持たない高齢者など交通弱者については、公共交通とは別に福祉の視点から別途、年間無料パス券などの発行を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 新しい地域公共交通の有償化に際しましては、これまでの利用実態を踏まえ、1日乗り放題券や地域応援定期券を設定し、ご利用者様の乗車頻度に合わせた負担軽減策を設けているところでございます。

一方で、福祉の視点から、より支援を必要とされる方への対応につきましては、運行後の利用状況を分析する中で、福祉部門と我々当課、また地域公共交通活性化協議会の場で協議をしてみたいと考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 以前、取られました公共交通に関するアンケート結果では、「現在は利用していないが、将来は利用したいと思う」という方が半数以上ありました。また、「今後、運転免許の返納を考えた場合、ますます住みにくくなる」、「年を取ったとき、この町で安心して暮らしていけるのか」という不安の声をお聞きします。

実際、運転免許を返納された方に聞いてみると、「これまで自由にどこへでも行くことができていたのに、今は誰かにお願いしなければならない」、「ひきこもりにならないか心配だ」と、こぼされておりました。

宇治田原町におきましても、ますます高齢化が進むことを考えれば、特に交通弱者に対して少しでも利用しやすい環境を考えるべきであり、福祉の視点から、無料パス券などの発行を検討すべきと考えます。担当課としては、今後検討するという答弁でしたが、予算も必要となることであり、地方自治の本旨である住民福祉の向上の観点から、町長の見解をお聞きいたします。

○議長（谷口 整） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 先ほどもご答弁申し上げましたとおりです。

運行後の利用状況を分析する中で、住民福祉の視点につきましても、その点の対応を十分協議してまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 高齢者などの交通弱者については、これまでどおり無料でできるよう検討していただくことを強く要望しておきます。

次に、町営バス運賃の設定と公共交通の維持・継続について質問いたします。

町営バスの運賃については、民間路線バス維持のため、路線バスの運賃より高く設定して300円としたいとの説明がありました。しかし、1日乗車券や定期券を購入すれば路線バスの運賃より安くなる場合があり、町営バスの運賃を300円と設定した根拠は崩れてしまいます。このようなことでは、乗客を路線バスに誘導できるとは考えられません。

また、路線バスは町内移動ではなく、ほとんどの方が京田辺市や宇治市など町外に出かけるために利用されております。路線バスの利用促進につきましては、別の方法を考えるべきではないでしょうか。

○議長（谷口 整） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） かねてからご説明申し上げておりますように、鉄軌道がない本町にとりまして、民間の路線バスは基幹公共交通であります。代替交通のない地域公共交通の生命線といえます。このため、路線バスの町内移動運賃を考慮した上、大人300円の現金運賃を設定したことを再三これまでご説明してまいったところでございます。

利用者負担を軽減する1日乗り放題券や定期券の金額につきましては、路線バス事業者も参画いたします地域公共交通活性化協議会、こちらにおきまして、乗客の実態に応じたこの利用促進のために、事業者としても協力するとご理解をいただいたものでございます。路線バスと連携・協力しながら公共交通を維持・継続していくことが何よりも重要であるというふうに考えております。乗車料金だけで路線バスへ誘導しているものではございません。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 鉄軌道のない宇治田原町にとって、民間の路線バスこそ地域公共交通の生命線であることについては、私もそのとおりだと思います。

しかし、町営バスの運賃を路線バスより高い運賃で設定したからといって、町営バス

の乗客を路線バスに誘導できるとは思えません。説明会において、利用者から軽減策を求める声上がり、その声に応じて1日券や定期券を設定されたことについては理解できますが、町も指摘されているように、町営バスには路線バスのバス停まで乗ってもらって、路線バスへ乗り継ぐという大切な役目もございます。町営バスの運賃をできるだけ安くし、路線バスへ誘導することのほうが大切ではないでしょうか。そうすれば、少しでも路線バス及び町営バスの維持・継続につながるのではないのでしょうか。

○議長（谷口 整） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 繰り返しになりますが、乗車料金だけで乗り継ぎを誘導するものではなく、路線バス事業者と、そして連携・協力し、公共交通を維持・継続していくことが何よりも重要であるというふうに考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 町営バスについては、町も懸念されておりますように、有料化すれば利用者数の減が見込まれます。仮に有料化した場合でも、少しでも安いほうが多くの利用が見込まれます。したがって、できるだけ安く料金を設定し、利用促進を図ることが町営バスの維持・継続につながると考えております。

実際、ある町では、例えば300円で1人の方に乗ってもらうのではなくて、100円にして3人の方、4人の方に乗ってもらうようにして、より多くの住民に利用してもらおうと取り組んでいるところもございます。また、近隣の市町でも、1乗車100円に設定しているところもあります。高額になればなるほど、まとめ買いや、また催しへの参加を控えるなど、出かける回数が減ってしまう傾向にあります。

町は、説明会において、今がベストだとは思っていないし、このままいけるとは思っていないとして、不安や不平や不満については声を聞かせていただいて、今後の変革に生かしていきたいと回答されました。

また、6月の一般質問の答弁では、短いサイクルで違う手法、形にしていくことも重要であると考えていると答弁がありました。

より安く運賃を設定し、より多くの方に利用していただくことが、町がおっしゃるように、お出掛け支援につながる。そして、お出掛け支援をすることは、認知症や介護予防、住民の健康保持にも寄与すると思えます。

これらのことを視野に入れて、料金設定については、今後検討していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） これまでからも再三ご説明申し上げておりますとおり、路線バス事業者と連携・協力しつつ、運行後の利用状況を分析する中で、利用促進の協議を継続していくこと、これが重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） ぜひとも利用された方や、これから利用したいと思っておられる方の声を聞いていただいて、より利用者の立場に立った料金設定の検討をお願いしておきます。

次に、デマンドタクシーについて質問いたします。

デマンドタクシーの地域、例えば奥山田や湯屋谷地域からサンフレッシュなどの停留所へは行くことができて、逆に郷之口や南地域から奥山田の遍照院や湯屋谷のやんたん交遊庵などへ行くことはできません。また、これまでは町営バスで行くことができていた地域に行けなくなる場合も出てきております。

デマンドタクシーは、全町で利用できるようにし、町営バスのルート上でない地域には、どこの地域からも行けるようではどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） これにつきましても、これまでご説明申し上げてきましたように、デマンドタクシーは、これまでの町内公共交通の利用実態を踏まえて、一定の地域を対象に導入することとしております。

したがいまして、利用実態を踏まえることなく、運行経路の設定はいたしません、運行後の利用状況を検証し、今後も、先ほどからも申し上げてますとおり、今後も公共交通を継続するため、よい方向とするように、地域公共交通活性化協議会などの場におきまして議論を継続していくと考えております。その形態を進化させながらというふうに考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） ある大学の都市計画、自治体政策を専門とされている先生が「地域に住んでいる人たちが自分たちの地域をどうしていくのかを行政と一緒に考え、自分たち自身で施策をつくっていくのが地方自治の基本です」と述べられております。

以前取られました公共交通のアンケートで、「行きたい場所に行ける」、「自宅からバス停まで近い」、「無料だから」等が町営バスを利用する理由として挙げられておりました。また、「運行範囲を広げてほしい」との意見もありました。さらに、生涯学習

推進に関するアンケートにおいても、「いろいろな体験を続けていくには交通手段が少ない」というご意見もございました。せっかくアンケートを取って、住民の意見を聞いていただいたにもかかわらず、その多くがまだまだ十分に反映されていないのが実態だと私は感じます。

町営バスの利用料金や路線バスの利用促進、デマンドタクシーなど、宇治田原町の公共交通を今後どうしていくのがよいのか、今後の検討に当たっては、住民が主体的に取り組み、行政や事業者とともに考えていけるような場をぜひつくっていただくことを強く求めまして、地域公共交通についての質問を終わります。

それでは、次に、子どもたちの安全対策について質問いたします。

まず、子どもたちの通学の見守りについて質問いたします。

見守り安全パトロール隊に関しては、3月には原田議員からも質問があり、またこの間、ほかの議員からも繰り返し質問があったところです。2005年に地域住民や保護者の皆さんによる子どもたちの通学に係る「見守り安全パトロール隊」が結成され、以来、多くの方々にご協力、ご尽力いただいていることに対し、改めて敬意を表します。

今年6月には、全国の多くの自治体にも送信された誘拐予告メールが宇治田原町にも送られてきました。結果としては何事もなく、胸をなでおろしましたが、子どもを狙った悪質なものであり、到底許されるものではありません。子どもを巻き込んだ事件や事故は、過去にも多数発生しておりますが、発生直後は誰もが警戒を強めますが、時間が経つと風化し、警戒心が緩みます。町の宝である子どもたちの安全を守るためにも、常に警戒を緩めず、対応することが必要と考えます。その中で、「見守り安全パトロール隊」は、大変大事な活動であります。ボランティアの高齢化などによる後継者問題や下校時の空白地区、空白時間帯の対応など、課題も出てきておると思います。

見守り安全パトロール隊の現状と今後の課題について、どのように認識されているのか伺います。

○議長（谷口 整） 黒川次長。

○教育次長（黒川 剛） 子どもたちの登下校時など、交通安全、防犯のため活動いただいている見守り安全パトロール隊の方々には、大変感謝申し上げるところでございます。

現在、教育委員会に登録いただいているボランティアの見守り安全パトロール隊の人数ですが、田原小学校区で52人、宇治田原小学校区で76人でございます。

ご協力いただいている方全てが毎朝活動いただいているわけではございませんが、可能な日に自宅の前で子どもたちに声をかけていただいている方、登校班に付き添って、

学校近くまで登校していただいている方等、様々でございますが、それぞれにご協力いただける範囲で活動いただいているところでございます。

通行車両が多い道路の横断箇所につきましては、交通安全巡視員を教育委員会からお願いし、子どもの通学安全の確保に努めているところでございます。

見守り安全パトロール隊の方々につきましては、ボランティア活動であることから、実施内容の指定や実施日数のお願いなどをするのではなく、できる範囲での取組をお願いするものと認識しており、空白地区、時間帯を指定するような対応をお願いする性質の活動ではないと考えております。

なお、登録いただいているボランティアさんの年齢でございますが、27歳から85歳までの幅広い年代のご協力をいただいております、平均年齢は60.6歳となっております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 見守り隊については、多くの幅広い年齢の方に可能な範囲で協力いただいているとのこと。子どもたちの安全のために活動されていることに対しては、改めて感謝申し上げます。

ただ、地域によって見守り隊の人数にばらつきがあると聞いております。

確かに町から地区や時間帯を指定するような性質のものではないことは分かりますが、町として、どの地域が手薄になっているのか、また空白時間帯はどうなのか、現状について把握し、その上で地域にお願い、あるいは相談していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 黒川次長。

○教育次長（黒川 剛） 地域によって参加いただいている人数は異なりますが、何人いれば手薄でなくなるのか、手薄とおっしゃる意図が分かりかねます。

ボランティアとしてご協力、活動いただいている皆様の思いに対し、いかなものかと感じるところでございます。

現在ボランティア活動にご協力いただいている皆様は、現状を振り返ったときに、何か協力しなければという大変ありがたい思いをもって取り組んでいただいている方ばかりでございます。

地域に協力をとのことでございますが、できる時間にできる範囲の活動をしていただく性格のものであると考えているところでございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 地域によって見守り隊の人数にばらつきがあり、手薄になっているところがあるというのは、実際にボランティアをされている方からお聞きしたものです。もう少し協力いただければありがたいとおっしゃっておいりました。教育委員会として、この声はどう応えられますか。

私は、決して場所や時間帯を指定してお願いせよと言っているわけではございません。ご協力いただける方が増えれば、子どもたちが安全に通学できることとなります。しかし、積極的に呼びかけをしなければ、広がらないのではないのでしょうか。

教育委員会としても、学校とも連携の上、現状を把握し、パトロール隊の方々の意見も聞く中で、PTAや地域などの関係機関に相談していくことが必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 黒川次長。

○教育次長（黒川 剛） 見守り安全パトロール隊の方々の活動は、できる範囲でというのが基本であることは、先ほどから申し上げているとおりでございます。

人数が少なくとも、登校班に付き添って小学校付近まで活動していただいているなど、様々な工夫をしてご協力いただいております、本当に感謝しかないという思いでございます。

小学校におきましては、地域懇談会におきまして、見守り活動について協議の1つに取り上げ、輪番での見守りについて協力要請を行っております。

議員の皆様の中にも、長期にわたりましてご協力いただいている方がたくさんおられます。

議員におかれましても、問題意識を強くお持ちいただいておりますので、ぜひご協力いただければ、大変ありがたいと考えているところでございます。

教育委員会としましても、活動に伴う保険、帽子等の支給を行っておりますが、さらに充実した活動をするため、文部科学省が作成しております「登下校見守りハンドブック」を参考に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 小学校における地域懇談会でも議題として取り上げ、協力要請を行っているとのことですが、先ほども述べました実際パトロールをしていただいている方の声もしっかりと聞いていただいて、場合によっては、地域の関係機関などへも相談していくことが必要であると思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

そこで、もう一点お聞きします。

最近、見守り安全パトロール隊に登録された方がメモ用紙に氏名、住所、生年月日、連絡先を書いただけで手続が終了し、活動目的や活動内容、注意事項、児童数や年間行事、児童の下校時間表、緊急連絡先などの資料や説明がなかったとおっしゃっております。例えばパトロール中に子どもが体調不良やけがなどをした、不審者を発見した、気象が急変して激しい雷雨に見舞われたなどの様々な不測の事態が起きたとき、どのように対応すればよいのか、どこに連絡すればよいのかといった見守り安全パトロール隊の方々へのお願い文書や手引書を作成し、配布すべきではないでしょうか。

○議長（谷口 整） 黒川次長。

○教育次長（黒川 剛） ご質問でございます当該の方に対しましては、過日、説明にお伺いし、様々なご要望、ご意見を頂戴したところでございます。

見守り安全パトロール隊の方々には、先ほども答弁いたしました、できる範囲での活動が基本であると考えております。一律に皆様方をお願いすべきことであるのかといった点を考える中で、今後対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 質問された方は、何カ月も経ってから返事をいただいたとのこと。なぜすぐに返事が来なかったのか不信感を抱かれております。

さきの答弁で、文部科学省の作成の「登下校見守りハンドブック」を参考に組み込んでいきたいとありましたが、児童数や年間行事、児童の下校時刻や緊急時の連絡先など、最低必要な事項についてはお願い文書を作成しておき、すぐに渡せるようにしておくべきと考えます。ぜひ検討をお願いいたします。

次に、子ども110番の家について質問いたします。

昨今、登下校中において、予測もできないような事件が各地で起こっております。そのため、子どもたちが万が一不審者などに遭遇した際に、逃げ込むことができる子ども110番の家が住民の協力を得て設置されてきました。

ただ、この間いろんな事情もあり、年々少なくなってきたと聞いております。現在、何軒登録されているのか、お聞きいたします。

○議長（谷口 整） 黒川次長。

○教育次長（黒川 剛） 田原小学校区で33カ所、宇治田原小学校区で20カ所、合計53カ所で、商店、金融機関、一般家庭の皆様のご協力をいただいているところであります。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 一般家庭だけでなく、民間の施設にも協力をいただいていることは、とても大切なことであると思います。

先ほどの見守り隊を補強する意味でも、110番の家は必要な対策であると考えます。そして、子どもたちが不審者に遭遇した場合に、すぐに子ども110番の家に逃げ込むためには、できるだけ分かりやすい目印が必要であると思います。

当初は、よく目立つちょうちんやシールなどで周知されていましたが、今はどのように周知されておりますか。

○議長（谷口 整） 黒川次長。

○教育次長（黒川 剛） 現在もちょうちんやプレートの設置などが行われているところでございます。

なお、学校から子どもたちに対し、自分の地域にある子ども110番の家の位置などについては、周知しているところでございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 見守り隊も含め、町全体で子どもたちを見守る体制づくりをしてこそ、未然に子どもたちを危険から救うことになるのではないのでしょうか。

これまで登録していただいていた家について、改めて再確認した上でマップに落とし、110番の家が各地域に、子どもたちの通学路ごとにあるのかどうか現状を調査し、ないところについては、協力いただけるよう働きかけをすべきではないのでしょうか。

○議長（谷口 整） 黒川次長。

○教育次長（黒川 剛） 子ども110番の家の登録・抹消などの登録管理につきましては、京都府警で実施されているものでございます。

定期的な登録状況の確認が行われ、登録された方々に対しての啓発活動や登録促進につきましては、連携して取り組むものであると考えますが、実運用面につきましては、まずは、京都府警との調整が必要であるというふうに考えておるところでございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 登録管理については、京都府警が実施しているとのことですが、教育委員会としても、引き続き積極的な働きかけをお願いしておきます。

最後に、交通安全対策について質問いたします。

以前の一般質問で、子どもたちの安全確保のために、保育所や小学校の周辺をスクールゾーンに指定をし、安全を促す道路標示や啓発看板の設置を求められたことに対して、実現に向けて関係部署等と調整を図っていきたいと答弁がございました。

その後どうなったか、お聞きいたします。

○議長（谷口 整） 黒川次長。

○教育次長（黒川 剛） 田原小学校前と宇治田原保育所前の道路につきましては、地形物のほうの状況から、設置は限定的となりますが、総務課とも確認の上、啓発看板を既に設置しているところでございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 田原小学校と宇治田原保育所間の道路は車の往来も多く、保護者や子どもたちが横断歩道を渡る場合、また、子どもたちの歩道から道路への飛び出しなど、安全面について危惧されます。

この区間は、時速20キロ制限の道路標識はあるものの、守られていないのが実態です。学童保育のお迎えに来た親子連れが横断歩道で待っているときも止まらない車もございませう。また、最近は大形車両の通行も多く見られるようになりました。宇治田原小と学童保育に利用されているまるやま交流館間の道路につきましても、通行車両への注意喚起が必要です。

既に啓発看板を設置したとのことですが、ほとんど目立たなく、今申し上げました状況からすれば甚だ不十分です。

通行車両によく目立つように、「最徐行」、「保育所あり」、「子どもが横断します」などの道路標示や斜線、カラー標示など、さらなる対策をし、子どもたちを交通事故から守る必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 先ほどもご答弁させていただきましたとおり、啓発看板等を設置して、啓発に努めているところでございませう。

今後におきましても、随時、啓発看板等の設置・更新に努めますとともに、保育所、小学校とも連携し、注意喚起を行い、交通安全対策に努めてまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 他の市町村では、通行車両によく分かるような道路標示などの工夫がされているところもございませう。

事故が起こってからでは遅い。事前に事故を予測し、対策を取ることが必要だと思ひます。

ぜひ私が先ほど指摘しました道路状況の現状等を再確認していただき、通行車両によ

く分かる道路標示を含めた適切な対応を求めまして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて今西利行議員の一般質問を終わります。

次に、山内実貴子議員の一般質問を許します。山内議員。

○5番（山内実貴子） 山内実貴子でございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

まず1点目は、母子健康手帳についてお伺いいたします。

母子健康手帳のリニューアルについてです。

子どもの病気は、妊娠から出産、新生児、小児と経過の詳細を知ることによって正確な診断ができ、適切な治療につながります。母親の健康と子どもの健やかな成長にとって、母子健康手帳はなくてはならないものだといえるのではないのでしょうか。妊娠中の記録から始まり、出産の状態、子どもの成長記録が残せる母子健康手帳は、戦後間もない1948年に日本で誕生しました。

日本で生まれた母子健康手帳は、アジア、アフリカを中心に50以上の国や地域で活用されています。どこの国に行っても、母子健康手帳があれば、妊娠の経過や予防接種の記録が分かります。パレスチナ難民のお母さんたちは、母子健康手帳を命のパスポートと呼んでいるそうです。

今回、日本では約10年ぶりに母子健康手帳がリニューアルされると聞きました。双子や三つ子などの多胎児や障がいがある子どもの家庭でも使いやすくなるよう検討されているほか、父親にも活用してもらえるよう、親子手帳という名称にどの意見もあるようです。また、日本の母子健康手帳は、共通の部分と自治体ごとに特化した部分もあるようです。

宇治田原町独自の母子健康手帳の導入も含め、今回のリニューアルについて、どのように取り組まれるのでしょうか。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、山内議員のご質問にお答えを申し上げます。

母子健康法第16条では、市町村に対しまして妊娠の届出をした方への母子健康手帳の交付が義務づけられております。

母子健康手帳は、全国統一の記録部分である規則で定められた「省令様式」と、また行政情報や保健・育児情報を各市町村の判断で記載する「任意様式」とで構成されておるところでございます。厚生労働省は、社会情勢の変化や保健医療福祉制度の改正など

に伴いまして、おおむね10年に一度のペースで省令様式の改正を行っており、本年度は改定年度に当たるため、現在、検討が進められておるところでございます。

これに合わせまして、京都府でも国様式の改正を反映し、任意記載事項に加えるべき内容の検討を行い、西脇知事が進める京都ならではの「子育て環境日本一」の京都版母子健康手帳を作成することとなっております。京都版母子健康手帳は、府内各市町村で発行する手帳のひな型となるものでございます。

本町におきましても、京都版母子健康手帳が示されましたら、内容をしっかりと十分に確認、また検討して、よりよい手帳を作成してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） 母子健康手帳は、親の海外赴任に同行したり、子ども自身が留学したりする際には、予防接種欄の記録が必要になることもあり、大人になってからも活用する機会があります。

今回のリニューアルの機会に、宇治田原町でも、ぜひ我が町ならではの、また、親から子への思いのこもった贈物となるよう作成いただきたいと思います。

次に、リトルベビーハンドブックについてお伺いいたします。

通常の母子健康手帳では1,000グラム以上で生まれた赤ちゃんの成長しか記録できず、早産などで2,500グラム未満で生まれた低出生体重児、1,500グラム未満で生まれた極低出生体重児など、小さく生まれた赤ちゃんを持つ親にとって精神的なつらさを強いられることがあります。手帳に記載されている平均的な身長、体重などよりも、自身の子どもの成長が遅れるため、不安で落ち込むケースも少なくないと聞きます。

埼玉県上尾市では、低出生体重児らの成長などを細かく記録できる冊子「リトルベビーハンドブック」を作成、配布しております。市内の支援サービスや団体情報、極低出生体重児の発育曲線などに加え、先輩ママからの「成長のペースを他人と比べる必要はないよ」、「小さく生まれた子どもが今では元気に走り回っています」といった励ましや体験談なども載っているとのこと。

母子健康手帳のサブブックとして、本町も作成してはいかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 岩井子育て支援課長。

○子育て支援課長（岩井直子） 母子健康手帳は、お母さんが妊娠の届出をされたときから妊娠中の記録や出産状況、子どもの健診記録や予防接種記録など、母と子の成長の歩

みそのものが記されていくものです。

現在の母子健康手帳は、発達記録にとどまらず、育児情報や各制度など、多くの情報が記載されており、QRコードでより詳しい内容を確認できるようになっております。乳児の身体発育曲線の色塗りをされた帯の中に94%の子どもの身長などの値が入るといった記載があり、議員御指摘のように、早産等により小さく生まれたお子さんの親御さんにとっては、枠から外れることでつらい思いをされるのかもしれませんが。

本町でも、出産で不安を抱えておられる親御さんの相談などに保健師や助産師がねぎらいの言葉をかけ、丁寧な対応を心がけておりますが、出産も、子どもの成長も一人一人が違う中で、不安なときかけられる言葉や頼れる情報は、心強い子育て支援になると思います。

いま一度サブブックを含め、様々なニーズを把握し、前向きに明るい気持ちで出産・育児に臨めるよう支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） ご答弁にもありましたように、前向きに明るい気持ちで出産・育児に臨めるよう、そして親子になれたことに喜びが持てるよう、これからも寄り添って支援に努めていただきたいと思います。

次に、母子健康手帳のデジタル化についてお伺いいたします。

母子健康手帳は、子どものものという認識に立ち、子どもが読むことを前提に作成してはいかがでしょうか。

6歳を過ぎても使える母子健康手帳を持つ自治体では、小中学生で受けた予防接種や発育の記録を子どもが自分で書き込めば、最高の健康教育教材になります。高校や大学では命の大切さを考える教材として活用もできます。

多くの国では、母子健康手帳の内容を動画で視聴できたり、スマホにダウンロードできるなど、デジタル化が進んでいるようです。震災や津波で破損、紛失しても、データがあれば復元ができます。予防接種が追加されたら、情報の上書きも可能です。映像や音声を使うことで、視覚障がいの人や外国の方にも正しく情報を伝えられます。紙とデジタルを一緒に使うことで、多様なニーズに対応できるようにもなります。

このように、デジタル化に向けた取組をリニューアルのこのときに取り組んではと考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○子育て支援課長（岩井直子） 今回の手帳の改正に当たり、厚生労働省の検討会では

「子どもたちへの支援という視点で、学童期以降の記載内容について検討することが必要」また「妊娠期から思春期までの切れ目ない支援という成育基本法の理念が重要」との意見が出されているようです。これらを受ける形で、より年齢範囲を広げ、健康状態を記載できる手帳を作成されるのではと考えられるところです。

今後は、手帳の議論と併せ、母子保健情報の電子化についても議論されると聞いております。

本町でも、子育て支援施策として電子母子手帳アプリ「母子モ」を導入し、普及に努めているところです。スマホ世代の保護者の意見を聞きながら、まずは、利用者がこのアプリを使いこなせるよう講習会等を開催し、デジタル化につきましては、今後、国や京都府の動向を注視する中で、個人がより便利で安全に成長・健康記録を管理できるよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） これからも宇治田原町で出産・子育てをされるお母さん、お父さん方に寄り添い、より活用しやすい母子健康手帳となりますよう願っております。

次に、2件目、ワクチン接種の助成についてお伺いいたします。

1つ目は、子宮頸がんワクチンについてでございます。

本年も特定健診や人間ドック、がん検診など、健康に対して一人一人が関心を持ち、気をつけていきたい時期となっております。

女性特有のがん、乳がんや子宮がんに罹患され、つらいがん治療に頑張っておられる方々が多いこともよくお聞きします。健診を定期的を受け、その病気の早期発見ができ、早期に治療ができれば完治することも多くなった時代に、自身のことを後回しにしがちなお母さん方がまだ多く、病気が発見されたときには、完治が難しい状態になっていたということなのではないでしょうか。

その中で、ワクチンで予防することができる子宮頸がん、節目の年齢で検診の無料クーポンが配布されるなど取組がなされてまいりましたが、なかなか検診につながっていないのではないのでしょうか。

子宮頸がんの発症予防を目的としたHPVワクチンについて、定期接種対象者への積極的勧奨が約9年ぶりに再開されました。また、積極的勧奨差し控えの期間に定期接種年齢を過ぎてしまった女性に対しても、再度接種機会を設けるキャッチアップ制度も開始されました。

現在、日本で定期接種に使われているのは2価と4価。

小学6年から高校1年相当の女子を対象に、このどちらかを計3回接種します。最近では4価ワクチンがカバーする4つの型に加え、子宮頸がんになりやすい5つの型も含めた9つの型への感染を防ぐ9価ワクチンが開発され、WHOでもその安全性と有効性が認められており、アメリカ、イタリア、カナダ、ドイツなど80ヵ国以上で承認を受け、定期接種となっている国も増えてきています。この9価ワクチンは、子宮頸がんの原因となるほとんどのHPV型を網羅するため、約90%の予防効果があるとされています。

しかし、国内では定期接種化の議論が始まったばかりで、現在は任意接種のみとなっております。任意接種は全額自己負担となり、3回接種で約10万円近くかかり、公費補助はありません。このような中、静岡県富士市では定期接種対象外の9価ワクチンの接種費用補助事業を設け、定期接種ワクチンと同額分を費用補助する全国初の取組を4月から行っております。

9価ワクチンについては、厚生労働省も今後、定期接種化の議論を進めているとのこと。将来、定期接種のワクチンとして認められることが予想されます。

できる限り広く9価ワクチンの接種ができるような体制を整備してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 立原健康対策課長。

○健康対策課長（立原信子） 子宮頸がんワクチンにつきましては、本町におきましても対象者へ案内を個別送付し、定期接種であることの周知を再開しており、また、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃してしまった方に対し、令和7年3月31日までの3年間、公費で接種を受けることができるキャッチアップ接種を併せて実施しているところ です。

キャッチアップ接種を含め定期接種の対象となるのは、2価ワクチンと4価ワクチンの2種類のみとなり、9価ワクチンは任意接種として使用することは認められていますが、全額自己負担での接種となります。

接種により万が一健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度での国からの救済ではなく、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく医薬品副作用被害救済制度での製薬企業等からの抽出金による救済の対象となり、給付金額も異なります。

また、子宮頸がんワクチンにつきましては、接種後の副反応により、今なお後遺症に苦しむ方がおられる現状があることから、議員のご質問の9価ワクチンの接種体制の

整備に係る任意接種への助成については、慎重に検討する必要があると考えております。

しかしながら、子宮頸がんワクチンは、子宮頸がんの予防において高い効果が期待されており、まずは、長きにわたり差し控えられていた子宮頸がんワクチンについての情報を対象となる方に適切な時期に周知し、医療機関との連携のもと、ワクチン接種の効果とリスクをご理解いただいた上で、接種を希望される方の体制を確保してまいりたいと考えます。

なお、国では9価ワクチンの定期接種化への方針が厚生労働省の専門部会で了承され、具体的な検討が進められておりますので、今後におきましても、国からの情報を定期的に収集し、動向を注視してまいります。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） 子宮頸がんワクチンは、唯一予防できる子宮頸がんに有効なものであることをこのリスクも含め、検診とセットで広く周知いただき、希望する方が適切な時期に接種できますようにと願います。

また、9価ワクチンについては、国の動向を見つつ、動きがあれば、その周知についてもできるだけ早い時期にと取り組んでいただきたいと思います。

次に、帯状疱疹ワクチンについてお伺いいたします。

帯状疱疹とは、ご存じの方も多いたと思いますが、体の片側の一部にピリピリ刺すような痛みとともに、赤い斑点と小さな水ぶくれが帯状に現れる皮膚の疾患で強い痛みを伴うことが多く、症状は3週間から4週間ほど続くものと聞いております。これは水疱瘡と同じウイルスが原因で起きる病気で、子どもころに罹患し、発症後1週間程度で治まりますが、ウイルスが消滅したわけではなく、加齢やストレス、過労などで免疫力が低下したときにウイルスが活動を再開するというものです。

50歳代から発症しやすくなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われてこの帯状疱疹。症状は患者さんによって異なるようですが、その痛みは衣服が触れたり、風が吹いても痛いというケースもあるようです。また、帯状疱疹は皮膚症状が治った後も、50歳以上の約2割の方に長い痛みが残る帯状疱疹後神経痛になる可能性があるとのこと。また、発症した際には、過去に罹患された方には感染させる可能性は低いとされていますが、これまで罹患したことのない小児などには、感染させる可能性もあると聞きます。

国では、帯状疱疹の予防として効果のある帯状疱疹ワクチンが承認され、50歳以上の方を対象に任意接種として行われております。帯状疱疹について、予防ワクチン接種

への費用助成が必要ではないでしょうか。

○議長（谷口 整） 立原課長。

○健康対策課長（立原信子） 带状疱疹ワクチンにつきましては、議員のご指摘のとおり、50歳以上の方を対象とした任意の予防接種となり、ワクチン接種により病気に対しての免疫力が高められ、発症や重症化を抑えることができることから、有意義であると認識しているところです。

しかしながら、带状疱疹ワクチンにつきましても、先ほどご質問の子宮頸がんワクチンと同様、予防接種法に基づく国が勧奨する定期接種ではなく、あくまで任意接種であり、一定の効果はあるものの、接種後の注射部位の腫れや痛み、全身倦怠感などの副反応が見られる場合があることなどから、接種に係る助成については、慎重に検討する必要があると考えております。

現在、国においては、带状疱疹ワクチンの期待される効果や安全性、費用対効果などのデータ収集を行い、定期接種化の検討を行っている段階でありますので、今後の動向を注視するとともに、他市町村の事例なども調査研究する中で、安全な予防接種事業の推進に努めてまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） コロナ禍で様々なストレスを感じやすい近年、少しでもそのリスクを和らげる方法あればと思います。

コロナ感染症と付き合っていく中で、ワクチン最前線として対応してくださっている健康対策課、そして役場職員の皆さんにいつも感謝しております。

住民の方々がどんな状況でも、自分の身は自分で守るというスタンスでいられるよう、そして町は健康に過ごしていただくための取組とその周知をより広く、よりスピーディーに行っていただくことをさらに求め、質問を終わります。

○議長（谷口 整） これにて山内実貴子議員の一般質問を終わります。

続きまして、山本精議員の一般質問を許します。山本議員。

○4番（山本 精） 山本精です。

通告に従い、2022年第3回定例会一般質問を行います。

質問は大きく2件あります。

最初に、有害鳥獣対策。特に野猿対策について質問いたします。

有害鳥獣の住宅地域への出没や農作物への被害の状況は、依然として変わらない状況にあります。特に野猿の被害は宇治田原A群やはぐれの集団とも毎日のように起こって

おります。このことは以前から指摘しているところであります。しかし、野猿の出没情報は、依然として住民の目撃情報に頼っているところであります。

宇治田原A群に従来の発信機とともに、GPS用発信機を装着はしましたが、今は電池切れの状態にあります。野猿の位置情報を住民の方に提供できるようホームページ等で提供していますが、即応性に欠けていると思いますが、町はどのように考えていますか。

○議長（谷口 整） 田村課長。

○産業観光課長（田村 徹） ご答弁申し上げます。

GPSは発信機と比べ、電池寿命が約3分の1の1年と極めて短く、更新が高額となりますが、一方で、現在、連日ご協力いただいている野猿等追い払い隊によるパトロール及び発信機や住民の皆様からの情報により、現状で野猿位置をある程度把握できていると認識しており、GPSの更新につきましては、今後の状況などを踏まえ、考えてまいります。

これまで対策では、野猿等追い払い隊によるパトロールが最も効果があると考えていますが、野猿の出没箇所が遠方である場合なども考慮し、今年度から区のご要望に基づき即応性のある電動ガンの貸出しを開始したところでございます。

今後とも有害鳥獣対策協議会とともに、地域の皆様と連携しながら、効果的な対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） たしか今おっしゃられたように、GPS発信機については1年で電池切れになり、今は作動していない。従来の発信機は、付けてから今年で3年目で、いつ電池切れになるかも分からない状況になっています。

野猿等追い払い隊の方々には発信機が切れてしまえば、行動に支障を来すことになると思います。

一日も早く取り付けることが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 田村課長。

○産業観光課長（田村 徹） 従来からの発信機の更新につきましては、既に京都府と協議・調整をしているところでございます。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） 今、府と協議・調整しているということですが、本当にもう半年ぐらいで電池切れになるおそれがあります。

前回のGPS用発信機の取付けのときは、専門家に来てもらい、取り付けることができました。今回も専門家に来てもらうような方法で、できる限り早く取り付けるよう求めておきます。

次に、野猿等追い払い隊の活動についてです。

野猿等追い払い隊の活動について、現在は休日も含めて毎日来ていただいていると思いますが、今何人で、どのようなサイクルになっているのでしょうか、教えていただけますか。

○議長（谷口 整） 田村課長。

○産業観光課長（田村 徹） 現在、野猿等追い払い隊員として4人の者が従事しており、土日祝日を含め、毎日1人ずつが交替で業務に携わっております。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） 現在、ある地域では、住民の方が連携を取って情報提供を行い、野猿の追い払いをされているところがあります。

住民からの情報提供は、役場に電話で行うようになっていますが、もし野猿追い払い隊の方へ直接情報が発信できればいいと思いますが、野猿追い払い隊への携帯電話の貸与はどうなっていますか。もし個人の携帯電話を使っているのなら、町で1台貸与することを考えてはどうでしょうか。

○議長（谷口 整） 田村課長。

○産業観光課長（田村 徹） 隊員との連絡につきましては、隊員個人の携帯電話へ行っておりますが、現隊員に確認したところ、公務携帯電話は不要とのことでございました。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） 今も言いましたが、現在、休日も含め、追い払い隊の方々に出動していただいている状況の中で、住民の方々から猿の出没情報に少しでも早く対応できるように、直接追い払い隊の方に連絡ができるように、町で1台携帯電話貸与することを求めておきます。

次に、2件目、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

2022年、今年7月から始まった新型コロナの第7波は、予想を大きく上回る大流行になっています。感染者数が8月には20万人を超える日も多く、世界保健機構の週報では、日本の感染者数が7月末から毎週連続で世界最多になっていました。ここまで感染者数が増えたのは、オミクロン株BA.5による第7波が原因であります。

本町でも連日2桁の感染者が出ています。累計は昨日9月7日現在で1,277人を

数え、住民の14%になります。職員の皆さんにはワクチン接種などの感染症拡大防止の対応に感謝をいたしますが、しかしながら、この間検査キットの確保に困難を来している状況と聞いています。町はどのように把握しているのですか。

○議長（谷口 整） 立原課長。

○健康対策課長（立原信子） ご質問の検査キットの確保の状況につきましては、新型コロナウイルス感染者が一気に拡大し、入手が困難な状況がありましたが、製造メーカーでの増産が進められ、国からは医療用抗原検査キットの在庫状況や取扱薬局リストが厚生労働省のホームページで公表されています。

在庫状況は日々変動するため、取扱薬局での在庫があることが保証された情報ではないものの、一定数の薬局で入手することが可能となっており、また厚生労働省の承認を受けた一般用抗原検査キットが、8月末から順次インターネットでの販売が開始され、検査キットを容易に入手できる環境整備が進められているところです。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） 今回の第7波の大流行、これは、取りも直さず岸田内閣の対策の遅れが大きな原因とされています。

検査キットについては、今言われたとおりだと思いますが、国・府にもその辺の要請を強め、住民の不安の解消に努めるように求めておきまして、第3回目の定例会の私の一般質問を以上で終わります。

○議長（谷口 整） これにて、山本精議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時00分

○議長（谷口 整） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を続行いたします。

森山高広議員の一般質問を許します。森山議員。

○8番（森山高広） それでは、通告に従いまして、森山高広が一般質問を行います。

今回、1件です。

昨年の12月議会にて、大人の勉強の重要性とプログラミングと外国語の自習サポートの導入について質問をしました。そして、昨年12月から現在の間までに急激な日本円の価値低下とウクライナでの戦争という大きな出来事が起こっています。

まず、円の価値低下は、何度も議会で説明していますが、日銀は利上げをしても地獄、しなくても地獄が待っているという打つ手がない状態ですので、日本円の価値低下が続くと予想されています。

次に、ウクライナでの戦争ですが、これにより、世界の大きな枠組みや流れが変わるスピードが加速しています。

西側の国は、メディア戦術にたけている国が多く、報道やネットで積極的に検閲を行い、すぐに間違いだと分かる内容や、戦争以前の報道と完全に矛盾する内容を頻繁に大手メディアがテレビやネットで垂れ流しています。客観的な情報や事実を伝えようとするジャーナリストもいますが、検閲により影響は限定的です。また、多くの国は、ロシアの報道機関を禁止していますので、情報の多様性はありません。

ロシアでは、メディアの検閲が行われており、政府系メディアは大げさに報道する傾向があります。ただし、メディアの戦術・戦略は、西側よりもかなり劣っており、民間系メディアを完全にコントロールはできておらず、一般市民は他国のメディアも普通にネットで見えています。

ウクライナでは、政府の公式の報道局1社以外は、全て解体・粛清しており、メディア戦術は非常にたけています。政府の方針に逆らう者は逮捕、粛清されていますが、SNSにて政府発表とは全く違う現実が拡散されています。

その他の国では、中国のように情報をコントロールしている国はあるものの、多くの国では、独自のニュースネットワークがある場合は独自の報道を行い、それに加え、西側とロシアの両方の情報が報道され、読者が判断できるような状況になっている国が多いです。

日本ですが、マスメディアは、西側やウクライナ政府の情報を検証もせず垂れ流し、ジャーナリズムが機能していない状態になっています。まさに情報弱国になっています。

情報の多様性のある国では、両陣営からの情報を見ることができ、過去に西側が行った事例との比較、戦争に至る経緯に関する歴史なども報道されていますので、より客観的な判断をしやすくなります。日本人が思い描いている「世界」ですが、残念ながら、現実には、ロシアを制裁している国は世界の5分の1ほどしかなく、西側寄り・中立からロシア寄り・支持に回る国が増え、世界の半分以上の国がロシア寄り・支持になっています。また、ロシアが経済回復し、BRICSが勢力を増しているのは対照的に、ヨーロッパは自らが行った制裁で各国の経済指標はかなり悪化し、多くの国は寒い冬を越せるか分からない状況になっています。

12月議会で、日本人の大人の勉強時間が非常に少ないため、大人対象の自習サポートのシステムを提案しました。

先ほど述べたとおり、日本円が置かれた厳しい状態や世界の流れが大きく変わる今、西側の一員である日本にとっても、最終的に本町にも多方面に影響が出てくると思うのですが、どうなのでしょう。

今回の戦争を通して、IT技術の重要性がさらに認識され始めており、プログラミングの重要性は、さらに増していくと言われていています。外国語とプログラミングはセットなので、外国語の勉強の重要性もさらに増すと思われます。そういった現実を直視して、大人の勉強サポートを充実させるのは必須のことだと思いますが、いかがでしょうか。

また、7月に小学校でプログラミングの授業を見せてもらったのですが、子どもたちは、iPadの扱いにもかなり慣れ、非常に授業を楽しんでいる様子が伺えました。

そこで、プログラミングに興味がある子どもたちには、学校の授業以外にも、ITのまち宇治田原を目指して、本格的プログラミングのコースや自習サポートを行ってみてはどうでしょうか。

こういった活動は、本町の非常に強い売りの一つになるので、移住者の増加にもつながると思います。ほかの自治体がまだ実施していない間に、大人の自習サポートとともに早く取り組んではどうでしょうか。

○議長（谷口 整） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） それでは、森山議員のご質問にお答えをいたします。

昨年度に子ども向けのプログラミング事業を社会教育事業として行い、今年も12月頃に実施予定で、現在、準備を進めているところでございます。

昨年度は1回の開催でしたが、参加者から好評をいただいたこともあり、本年度は2回の開催を予定しております。

本格的に一からプログラミングを行うものではありませんが、プログラミングに触れる、親しむ機会として実施しているところでございます。

成人向けにもというご提案でございますが、高齢化が進展する中、これまで一般質問などで、ご意見を伺っております高齢者向けのスマホ教室を本年度新たな事業として実施していく、そういった予定となっております。

○議長（谷口 整） 森山議員。

○8番（森山高広） 次に、12月議会で、教育長から「プログラミング言語の重要性を確認する意味でも、体験などを踏まえ、民間による講座に頼る部分と社会教育としての

必要性や運営方法などについて検討してまいりたいと考えます」との答弁がありました
が、その後、教育長の体験などについて教えてください。

○議長（谷口 整） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 昨年12月の一般質問以降、森山議員にテキストのほうも見せて
いただきまして、実際に挑戦もさせていただきました。しかし、40歳を過ぎてパソコ
ンを学んだ、そういった世代ですので、私自身の理解不足もございまして、自らプログ
ラミングを使わなければ支障を感じるような状況にないのが実情でございます。

しかしながら、次代を担う小中学生には、より多くの経験・体験を通して育っていく
ことが大変必要であると、そういった認識は強く持っております。

前日もプログラミング言語の重要性を認識する意味からも、体験を踏まえ、民間によ
る講座に頼る部分、そして社会教育としての必要性や運営方法について検討するとご答
弁もさせていただきましたとおり、小学生には社会教育の場として、また、中学生には
先端プログラミング授業として学校教育において取り組んでいくと、そういったことを
考えているところでございます。

○議長（谷口 整） 森山議員。

○8番（森山高広） それでは確認ですが、円の価値低下という厳しい状態や世界の大き
な枠組みが変わり、流れが変わり、スピードが増しているのは本町には関係のない話な
のでしょうか、それとも、そんなものは存在しないのでしょうか。

また、確認ですが、ITのまち宇治田原の本格的プログラミングコースや自習サポー
トがあれば、本町の強みや移住者の増加につながるのかつながらないのか、どのよう
に考えているのでしょうか。

○議長（谷口 整） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 現在の社会情勢経済状況は、日常生活に大きな影響をもたらして
おり、本町に関係がないという認識は決して持っておりません。

本町の強みや移住定住の促進についてでございますが、まちづくりは、第5次まちづ
くり総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、各種事業施策を展開して
いるところでございます。

ITの推進に向けましては、学校教育の場において積極的に展開し、子どもたちへの
社会教育も実施していることは、先ほども答弁申し上げましたところでございます。

ITに特化することをまちづくりの核に据えているものではありませんが、IT推進
を含め、様々な事業を展開していく中で、まちの将来像である「人につながる 未来に

つながる お茶のふるさと 宇治田原」、その実現に向けて取り組んでまいります。

○議長（谷口 整） 森山議員。

○8番（森山高広） 今回の一般質問は、「現実と向き合って」を質問しています。

答弁からは、ITを非常に甘く見ており、全体的に危機感がなく、特に現実の認識や分析に問題があると分かりました。

ITが進んだ地域が遅れた地域を止まって待っていてくれるのでしょうか。私には、さっぱり分からないので、あえて止まって待つ戦略の理論について、ぜひ教えてください。

一般質問をされていて、毎回、私と町側の情報や認識に大きな溝を広範囲に感じます。なぜなのかと常に思うのですが、やはり日本のマスコミに問題があるのではないかと思います。

1回目の質問の意図が伝わらなかったようですので、1回目の質問の内容のうち、西側と日本のメディアについて、より詳しく説明します。

西側の国は、メディア戦術にたけている国が少なくなく、有名なメディアやネット企業も多いですが、影響力が圧倒的にあるのはアメリカとイギリスとなっています。特にネット関係でのアメリカの影響力は圧倒的です。西側では、報道やネットで積極的に検閲を行い、実際に知っていれば、すぐに間違いだと分かる内容や戦争以前の報道と完全に矛盾する内容を頻繁に大手メディアがテレビやネットで垂れ流しています。例えば戦争前、メディアは、アゾフ連隊のことを危険な右翼主義者ネオナチと非難していましたが、戦争が始まると英雄・正義扱いをして、疑う人々を愚か者やロシアのスパイ扱いしました。BBC、CNN、NY Timesは特にひどい一方、Financial Times、France 24、CBS、Die Weltなどは、たまに実情を伝える報道を行ったりします。また、客観的な情報を伝えようとするジャーナリストもアメリカを中心にいます。

しかし、センサーシップ、デマネタイゼーション、アカウントバンなどによる活動制限や市民などによる迫害などが行われるため、情報が届く範囲が限られており、多くの人は、情報に問題がある大手メディアを信じています。

そして、日本のメディアは、いつもどおりBBC、CNN、NY Times、Newsweekの特にひどいメディアを重視し、また、ウクライナ政府発表の情報を検証もよくせず垂れ流し、ジャーナリズムが機能していない状態になっています。西側大手メディアでも、たまに実情を伝える報道を行いますが、そういった報道は、一切報道さ

れませんので、それはなかったことになっています。これは、別にウクライナの件に限ったことではなく、なぜだか分かりませんが、ロシアのメディアや、ほかの西側のメディアですら、報道する大きな出来事も日本では報道されないことが本当に数多くあります。結果として、日本の報道は、西側でも最低レベルになっています。

このように、日本の偏った情報を普段から情報源にしていては、パラレルワールドかバーチャルワールドに住んでいるようなものです。

過去、DX推進課の設置の件でも、統計学などの職員教育の件でも、安心安全から安全への件でも、人件費の件でも、日本が置かれている状況や将来のことを考えれば、当然のことだと思ってしまうのですが、情報・認識に相当溝があり、パラレルワールドだと感じてしまいます。

そこで、現実に向かうという視点からの質問です。

幅広い情報から判断できる組織と偏った情報しかない組織では、どちらがよりよい計画を設計し、的確な判断を下すのに有利と考えますか、説明をお願いします。

まだ何を言っているのだ、何を訳の分からない言葉と言っているのだと思っているのでしたら、ヨーロッパ、アジア、アフリカなどのニュースを調べてみてはどうですか。

ヨーロッパのメディアですら、西側はロシアに完敗し、西側の時代は終えんするという記事がたくさん出ています。アジアのメディアを調べたら、アジアの国々が力をつけ、地位が逆転する過渡期という日本が置かれた本当の状況がよく見えてくるはずですし、恐らくショックを受けるはずです。

ITに関しても、例えばアジアの国、カンボジアやベトナムがどれだけITに力を入れているか、なぜ力を入れているかを調べてみてください。調べる必要がないというなら、その理由を教えてください。

○議長（谷口 整） 奥谷総務担当理事。

○総務担当理事（奥谷 明） ただいまは森山議員におかれましては、諸外国の情勢やメディアの状況等につきまして、非常に詳しいご説明をいただいたところでございますけれども、議員ご指摘の本旨は、偏った情報に左右されることなく、グローバルな視点で物事を捉える必要があります、そのためには、IT推進等が欠かせないということではないかと理解をいたしておるところでございます。

本町は、止まって待つ戦略とおっしゃいますが、我々といたしましては、内部的にはDXの推進に向け取り組んでおりますとともに、教育的にも、先ほどよりご答弁申し上げておりますように、小中学生に対する授業はもちろん、生涯学習の観点からも各種I

ITの推進等に取り組んでいるところであり、議員とは見解の相違があるものと認識をいたしておるところでございます。

○議長（谷口 整） 森山議員。

○8番（森山高広） 本町は止まって待つ戦略などとは言っていません。ほかの進んだ地域が本町を待っていてくれる理由は何なのかというのを質問しました。いつから本町がIT先進地になったのですか。理解できません。

偏った情報の件ですが、ITに限らず、全ての分野でいいかげんに目を覚まして、現実を直視したほうがいいという意味です。このまま現実に目を背けても、数々の問題を先延ばしはできますが、問題は大きくなるだけであるということは強調しておきます。

次に、教育長の体験についてなのですが、教育長自身が大人の勉強の重要性や頑張る姿を町職員や住民の方に「これが教育長じゃい」と体で示す最大のチャンスとっていたので、非常に残念に思っております。自習で何度も挑戦してみた、オンラインコースを受けてみたけど無理だったなら、その頑張りに心を打ったはずですが、そうではありませんでした。

教育長は年齢を理由にされていますが、これからの教育長は若くないと駄目だと自分で言っていると受け取ればよいのですか、それとも違うのですか。

さて、「自らプログラミングをしなければ支障を感じるような状況にないのが実情です」と答弁がありました。教育長がそんなことを言っていたら、小中学生が同じことを言っても文句も言えないですし、教育長のほうが小学生よりも勉強する必要性が高いと思います。

しかし、実際問題として、明確な目標がないと、モチベーションの維持がなかなか難しいのは事実です。

そこで、町主催のプログラミングコンテスト、小学生の部、中学生の部、その他の部を年2回開催してはどうでしょうか。そのようなコンテストを開催するために、教育長のプログラミングを学ぶモチベーションが上がると思うのですが、どうでしょうか。

○議長（谷口 整） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） ありがとうございます。

議員が指摘されるように、IT、プログラミングなど最近の情報化、そして進化を続けるテクノロジーなど、Society 5.0の時代を生き抜く中で、私自身が率先して、これらを学ぶことは大変重要なこととは思いますが、実際問題としては、大変難しく思っております。私は専門的に学んだわけでもございません。何度か挑戦してみたも

の、テキストに目を通して、なかなか理解に乏しく、初歩的な操作でつまづいてしまうような状況でございます。

そういう意味では、ことITに関しては、若くて柔軟な対応ができる人材が適任者であることは、そういった意見は受け止めますが、教育長の役割、業務としては、町全体の教育行政と考えております。

今後も学校教育、そして社会教育のさらなる推進のために力を傾注していきたいと考えています。

なお、プログラミングのコンテストの件につきましては、今後の学習の進捗を見極めながら、必要性も含めて、検討していきたいと考えております。

○議長（谷口 整） 森山議員。

○8番（森山高広） 教育長は、研修などでリーダーシップの意味やリーダーの役割について学ばれたと思います。初心に帰って再確認していただきたいです。

また、勉強時に身近に助けてくれる人がいない、質問を聞ける人がいない環境の苦しさを少しでも体験されたと思いますが、どうでしたか。

自習サポーターの意義は、さらに学習が進んでいったときに真価を発揮すると思いますが、何かご意見があればよろしくお願いします。

○議長（谷口 整） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 特に意見はございません。

今後も教育長として鋭意取り組んでまいります。

○議長（谷口 整） 森山議員。

○8番（森山高広） 以上で一般質問を終わります。

○議長（谷口 整） これにて、森山高広議員の一般質問を終わります。

次に、浅田晃弘議員の一般質問を許します。浅田議員。

○1番（浅田晃弘） それでは、通告に従いまして、議席番号1番、浅田晃弘が一般質問を行います。

さて、今定例会におきましては、平成28年3月に策定された宇治田原町観光振興計画、観光によるまちづくりについて質問を行います。

この観光振興計画は、同時期に策定された「第5次まちづくり総合計画」、また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との連携と整合を図っていくとの位置づけのもと、国の諸施策が計画・実施される中、京都府におきましても、「海の京都」、「森の京都」、「お茶の京都」に代表される地域の特性を活かした地域づくり事業が進められ、

本町においては、「日本緑茶発祥の地」、そして「宇治茶の一大産地」としての地域ブランドを強力に発信する絶好のチャンスであり、また、新名神高速道路の開通や（仮称）宇治田原インターチェンジの設置など、まちの未来につながるダイナミックな環境変化を追い風として、地域の特性や魅力を最大限に活かした「観光によるまちづくり」を始める好機の到来として作成され、この振興計画に基づき、観光施策が展開されてきたものと思います。

本計画では、策定から5年間の短期イメージ、6年目から10年までの中期イメージ、そして、その後の将来イメージが計画の展開イメージとして挙げられています。また、観光を取り巻く環境、情勢の変化にも的確に対応しながら、必要に応じて計画の見直しを行うともしています。平成28年3月の策定から数え、今年で7年目となることから、本計画の短期イメージの進捗状況をまとめておられることと思います。

本計画の展開イメージとして挙げられている「観光推進力づくり」、「観光魅力の創出」、「観光の基盤整備」、「観光情報発信」の4つの基本方針に基づき、短期イメージの進捗状況をお答えいただきたい。

○議長（谷口 整） 田村課長。

○産業観光課長（田村 徹） それでは、ただいまのご質問に対してご答弁申し上げます。

平成27年、山城地域の茶園や集落、町並みなどの景観、日本茶を今に伝える地域の魅力が「日本茶800年の歴史散歩」として、日本遺産第1号に認定されました。

加えまして、幹線道路ネットワークの整備も進められるなど、本町の「観光」を取り巻く環境が大きく変化する中、観光によるまちづくりの好機と捉え、「住んでよし、訪れてよし」につながる観光振興計画を平成28年3月に策定し、本町の強みを活かし、弱みを克服しながら進むべき方向性として4つの方針を掲げ、時間軸を短・中期と将来に区分しながら、取組を進めてまいりました。

短期イメージの主な取組については、1つ目の方針として、観光の推進力である「人材」を育成する「観光推進力づくり」分野において、外部講師を招いてのガイド養成などの講座を開催。永谷宗円翁と茶文化の理解を深めるため、小学校でのお茶漬け給食を実施するなど、地域を理解し、来訪者をおもてなしする「人」の発掘と育成に取り組んでまいりました。

次に、2つ目の方針としまして、地域資源を活かした「観光魅力の創出」分野におきましては、大学と連携し、学生の視点から見た写真展や地域おこし協力隊による「お茶」や「自然」に関わる体験プログラムの展開など、来訪者のニーズに即した事業に取り組

んだところでございます。

3つ目の方針としまして、「観光の基盤整備」分野では、「日本緑茶発祥の地」である湯屋谷地域におきまして、観光と交流の拠点施設となる宗円交遊庵やんたんがオープン。また、府内最大級の茶園を一望できる西ノ山展望広場や本町東の玄関口となる奥山田ハートフル化石広場の整備など、本町ならではの基盤整備を進めてまいりました。

4つ目の方針として、「観光情報発信」分野においては、町内外に向け、観光情報を分かりやすく発信するため、観光に特化したSNSやポータルサイトを構築、また高速道路等へのサイネージや旅色フォーカルなど、ガイドブックの作成など、訪問客拡大に向けた情報発信に努めてきたところでございます。

これら相互に関係性がある4つの方針について、地域の方々のご理解とご協力を得る中、京都府観光連盟やお茶の京都DMOなど、関係機関と連携し、全体的に計画に沿った内容で進んでいるものと考えております。

○議長（谷口 整） 浅田議員。

○1番（浅田晃弘） 観光振興計画の4つの基本方針について私がそれぞれに感じているのは、まず、「観光推進力づくり」の短期イメージについては、「地域のよさを住民が知っている」の項目については、担当課だけの取組ではなく、学校教育現場での副読本やお茶を使った学校給食を実践し、中学3年生では、まちづくりを考える授業を行っていることが挙げられます。また、行政の主催ではありませんが、旧体育協会（現スポーツ協会）主催の町民体育大会のひとつではありましたが、宇治田原町の〇×クイズなども行っておられ、楽しく本町を知るための取組として評価できるものでありました。

また、町内の各種の大会やイベントは、地域のよさを住民の皆さんや町外の方々にも知っていただく絶好の機会でもあり、観光部門の取組として、そのことを大いに意識して続けていく必要があると思います。

次に、「観光魅力の創出」の短期イメージとしては、お茶関連の体験プログラムとしては、今はコロナ禍ではありますが、人数を制約しての取組が観光交流拠点「宗円交遊庵やんたん」などで取り組まれています。また、里山・田舎体験プログラムの一環として、土壁アートなどの体験も行われるなど、コロナ禍の影響で苦労はあるものの、その取組は高く評価できるものであると思います。

「観光の基盤整備」としては、本計画策定後の新たな観光施設としては、西ノ山集団茶園展望広場、宗円交遊庵やんたん、奥山田ハートフル化石広場などが整備されています。今後は来訪者に向け、それぞれの施設の使い勝手や整備の充実を望むところであり

ます。

また、環境整備として、景観や町並みへの配慮から言えば、例えば、私の地元、湯屋の交遊庵やたんから宗田翁生家につながる町並みは、「パーク&ウォーク化」を推進していますが、途中で土砂崩れが起こった箇所があり、現在に至っています。その道沿いに工事用のバリケードを設置し、工事箇所として目立つようにしてあることから、来訪者は歴史的な趣を楽しみながら、日本茶800年の歴史散歩を楽しんでおられる中、無粋な現実に戻るものが目に入る。いかがなものかと思うところでもあります。何か町並みに合うようなバリケードに代わるものはないだろうかなど、細かい配慮が必要ではないだろうかと思います。

次の基本方針に移ります。

「観光情報発信」については、ガイドブックやマップ作成などをはじめ、インターネットで関係する各課からの発信なども多数あり、評価できるところであります。また、地域おこし協力隊の方によるネットを使ったイベント開催などの発信もタイミングよく発信しておられ、感心させられるところでもあります。

このように、様々な施策や取組が観光部門を担当する産業観光課だけで行われているのではなく、各課が行っている業務としての点それぞれがつながり合っており、線となっているように感じています。本計画にある西谷町長の「住んでよし、訪れてよしの宇治田原町をめざして」のとおり、地域づくり、まちづくりを全庁挙げて取り組んでいると実感しているところでもあります。

5年間の短期イメージとしてやり切れなかったことや、中期イメージとして行っていく施策や取組など、これからの展開について説明を求めます。

○議長（谷口 整） 垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 議員におかれましては、これまで町の観光施策の各場面におきまして、ご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

ご指摘のありましたバリケードにつきましては、町としましても心配しているところでありまして、地権者の方とも現在お話をしているところでございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、中期イメージについてですが、先ほど申し上げましたように、計画の短期イメージに沿う形で各種取組を進めてまいりましたが、コロナ禍の中、多数の参加者が集うイベント、催事は開催が困難となり、現地体験型のイベントも少人数のオンライン形式での開催となるなど、体験できる魅力や特色等を十二分に伝えることが困難な部分があ

ございました。

このため、中期的には「食」や「体験」など、地域資源をさらに磨き上げた新たな観光需要を創出していくとともに、少人数での行動など、ウィズコロナ時代の新たな観光形態へも対応するため、対面形式でのイベント開催だけではなく、遠方の方々も参加できるオンラインイベントなど、日本緑茶や宇治田原ファンの育成に努めてまいりたいと考えております。

また、新名神高速道路など、道路網の整備が日一日と進んでいることから、「新名神高速道路を利用した来訪者の増」に向けまして、お茶の京都DMOなど、専門人材の協力も得ながら、観光魅力の磨き上げや情報発信に引き続いて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 浅田議員。

○1番（浅田晃弘） 今後は、4つの方針のそれぞれの充実がさらに必要となってくると思います。

また、ただいま答弁にあったように、観光魅力のさらなる磨き上げも必要になってくると思います。

これからは観光推進力づくりに掲げられている「おもてなし人材」のような方や団体が特に、特に重要になってくると思います。

このような貴重な人材や団体がさらに観光の各分野で活躍できるように、各地域の情報交換や情報共有、連携などをつなげていけることができる観光まちづくり会議（各拠点が集まる連絡協議会または観光協会）のような組織の育成が必要であると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、浅田議員のご質問にお答えを申し上げます。

「日本緑茶発祥の地」として、長い年月の中で育まれてきた茶文化に根づく、相手を大切に思う「おもてなし」の精神は、今を生きる私たちの心にも息づいておるところでございます。

現在、湯屋谷や奥山田地域で地域住民が主体となって「にぎわいづくり」に取り組んでおられる団体、また、来訪者の観光案内や地域の歴史、そして文化の研究発信等で熱い思いを持って活動されている方々など、本町の「おもてなし人材」は年齢・分野に関係なく、その裾野は広がってきておるところでございます。

「にぎわいづくり」を含め、観光でのまちづくりを持続的に推進していく上で重要な

のは「人」であります。多くの方々に「おもてなしの心」を発揮していただくための体制づくりも重要であると考えておるところでございます。

今後とも「おもてなし人材」の育成と発掘を進めていくとともに、現在活動されておられる団体や個人を結びつけるような情報交換の場を設けるなど、現活動が「点」から「線」となり、行く行くは本町の観光全般を担う組織の設立という「面」へとつながるよう、働きかけを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、またご支援を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 浅田議員。

○1番（浅田晃弘） 情報を一元化でき、町内の観光案内やイベントの発信、将来につながる人材育成を行っていくことができる体制・組織としての観光まちづくり会議（観光協会）の育成・設置支援を中期のうちに行っていただき、宇治田原観光振興計画、観光によるまちづくりが描く、イメージする将来像に一步でも近づくことが住民の皆様方の生きがいや幸福度を高めるためには必要と考え提案し、この質問を終わります。皆様方、ご清聴ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて、浅田晃弘議員の一般質問を終わります。

次に、原田周一議員の一般質問を許します。原田議員。

○2番（原田周一） それでは、通告に従いまして、原田周一が質問いたします。

本日8人目ということで、一日で済ますということで最後になりますけども、ひとつ最後までよろしく願いいたします。

まず、1点目は障がい者・障がい児支援についてでございます。

家庭に寄り添った障がい者・障がい児支援についてお伺いいたします。

重度障がい者のグループホームとして、本町には2カ所の施設が既に稼働していますが、その後の計画についてあまり聞こえてきません。私もこの問題について過去何度か質問もし、現在の施設運営に至った経緯があります。

先日、ある方と話をした際に、9060問題という言葉を知っているかと尋ねられたことがあります。

知的障がいをお持ちの施設入居を待つご家庭の中には、9060、つまり90代の親が60代の子どもの面倒を見る状態であるそうです。食事はもとより、寝ることも入浴もゆっくりできない。また、親御さん自身の病院通いもできず、お子さんの行動に少しも目を離すことができない。日々の生活は常に緊張の連続であります。

私自身も近親者に同様の者がいることは、過去の質問の中で何回も紹介もさせていただきました。9060問題のことを話してくれた方は、私が倒れたら、この子はどうなってしまうのか。この子は生きる権利はあるが、支えるほうは限界であるとのことで、日々の悲痛な介護は想像以上で、もしひとり親だったらとの話で、子育ての施設だけでなく、ボランティアの増員のことなど、もっと知ってほしいと知的障がい者への理解と支援を強く話をされました。

乳幼児期は数年で、また保育所も数年で卒業しますが、障がいには卒業はありません。

障害者総合支援法は、2006年に施行された障害者自立支援法を改正する形で成立・施行され、障がいのある人が基本的人権のある個人として、尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう必要となる福祉サービスに関わる給付、地域生活支援事業や、その他の支援を総合的に行うと定められています。

遠方の生活ではなく、希望する地域で生活が実現できる、身近な地域づくりが必要と考えますが、いかがでしょうか。

緊急の一時施設はありますが、スタッフの不足・障がいの程度によりサービス提供体制が整わない、また、結果として、利用者が少ないとの声は、家族・身内からすれば、そのことは言い訳にすぎないとの話を聞いたこともあります。

町長は、ふるさと納税を子どもたちのために使うと明言されています。

ふるさと納税については、健常者だけでなく、障がい児にもより一層目配せいただくよう願っております。

また、現在のグループホーム開設も担当課の職員の方々をはじめ、京都府への働きかけ、当該地域に対する理解への働きかけなど、苦勞の末、様々な問題をクリアして開設された経緯はよく理解しているつもりでございます。

本町のキャッチコピーである「ハートのまち宇治田原」にふさわしい「障がい者・障がい児に寄り添う」町の姿勢についてお伺いたします。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、原田議員のご質問にお答え申し上げます。

国における障がい保健福祉施策について定めた法律であります障害者総合支援法では、議員ご指摘のとおり、地域における共生社会の実現に向けて、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援していくため、障がい福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業として相談支援などが規定されるなど、障がいの有無によって分け隔てられることなく必要な日常生活、または社会生活を営むための支援を受けられることを基本

理念として明記されておるところでございます。

本町においても、令和4年3月に策定いたしました第3期宇治田原町地域福祉計画において、基本的な視点として定めた6つの項目にも「地域の特性を活かし、地域生活課題に対応する」、「人に寄り添った支援を行う」ということを明記しているほか、宇治田原町障がい者基本計画では、「だれもがその人らしく、安心して生活できる『共生のまち』宇治田原」を基本理念として各種施策を掲げておるところでございます。

今後も障害者総合支援法に基づく支援制度を実施していくほか、国・京都府の動向等を注視するとともに、支援が必要な方とつながり続け、地域の現状把握にも注力し、さらなる支援施策の充実に向けて取り組んでまいり所存でございますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） ただいま町長から、町障がい者基本計画「共生のまち」宇治田原を基本理念として、各種施策を掲げているとの答弁をいただきましたが、いかに実施していくかが課題ではと思います。

かねてから重度障がい者の家庭訪問の実施などで、様子や声を聞いていただいていると思います。現状は新型コロナウイルス感染症の状況下で大変と思います。また、さらなる支援施策の充実に取り組むとの力強い答弁もいただきました。今後とも重度障がい者が利用できる通所施設・短期入所・グループホームなどの民間事業者の整備誘導などにも、より一層の取組をお願いして、この質問を終わります。

次に、学校給食費の公会計化についてお伺いいたします。

今定例会に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用の一部として、小中学校の2学期の給食費を全額、町が負担して無料にするとの議案が提出されました。

補助対象は、教職員を除く小学生421人、中学生197人が対象になっております。コロナ禍における物価高などで家計が苦しい中では、住民の皆様にとって大変喜ばしいニュースではと思います。現在、給食費の徴収は、銀行引き落とし等で各学校が管理していると伺っております。

先生が本来担うべき業務は、子どもとしっかりと向き合って、教育活動に専念することだと思います。平成31年に示された中央教育審議会の答申でも、給食費については、公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきと示されております。

以前、正しい会計処理の知識を持たない担当者の不正確な処理によって、保護者への

返金漏れが発生した。また、学校単位の私会計の処理を長年放置したケースなど、他市の事例として報道で取り上げられたこともありました。

給食費の公会計化による学校業務の中で、極力現金を取り扱わないことが事故防止や保護者の負担の公平性につながると思います。今回の給食費の無料化を機に検討されてはいかがと思いますが、どうでしょうか。教育委員会の見解をお伺いいたします。

○議長（谷口 整） 黒川次長。

○教育次長（黒川 剛） 学校給食費の公会計化とは、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる公会計制度を採用することです。学校給食費の集金や管理を地方公共団体が行うことで、学校教職員の業務負担を軽減し、子どもたちに接する時間を確保することができると言われております。

公会計化を導入すれば、学校事務職員や教職員の業務負担が軽減でき、議員ご指摘の事故防止や保護者負担の公平性にもつながるというメリットが期待できます。

一方、学校給食費の管理徴収システムの導入に発生する費用や、公会計後の事務に対する人員体制の整備強化などの課題が多いため、現時点では導入に至っていない状況にございます。

今後、さらに研究を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） 公会計化を進めれば、事務職員や教職員の業務負担は軽減できる。

また、事故防止・保護者の負担の公平性につながるのと答弁で、全くそのとおりであり、今回の質問の主意はそこにあります。

学校側で給食費を会計処理し、給食費の徴収・管理業務を行う場合、滞納者が生じると教員や事務職員が督促を行わざるを得ない。1、2回の滞納では児童生徒を通じて書面での督促が現状と思いますが、それ以上の滞納者が生じると、教員や学校事務職員が督促を行わざるを得ないのではないのでしょうか。

滞納者への督促は、税金などの督促を専門とする部署でも大変苦勞するものであり、督促業務の専門的な知識などがない教職員が対応することは、時間的にも精神的にも負担が大きいとありますが、どうでしょうか。

先ほどの文書による督促の効果がなかった場合、電話・訪問といった行動になると思いますが、保護者が仕事などで不在であることが多い昼間はその面談は難しく、夜間などに実施せざるを得ないことがあり、教職員にとって大きな負担になるのではと考えます。

公会計化の実施で、教職員が当該の業務から解放されることで、児童生徒に向き合う時間を増やすことができるのではないのでしょうか。

先ほど課題として、管理徴収システムの構築や費用面、人の問題など挙げられましたが、文科省が令和2年に発行した学校給食費の公会計化の先行事例紹介では、比較的短期間で実現し、教職員の負担軽減や安定した学校給食の提供の事例が紹介されています。教職員などが本来の業務に専念できる。また、保護者の公平性の確保やコンプライアンスの向上、債権債務の明確化、会計事務の透明性の向上など、数値に換算し難いメリットが大きいと紹介されております。

学校では、このほかにも教材費や修学旅行費の積立金などがあり、課題も多いことも承知しております。これらの費用についても文科省の令和元年度の通知の中で、取扱いについて検討・改善を進めるよう既に指示も出ております。

コロナ禍において、先生方も教育現場ではいろいろと苦勞されていると思います。

教職員及び教育委員会をはじめ、関係職員を中心とした公会計化に向けた準備チームをすぐにでも立ち上げるべきと思いますが、いかがでしょうか。

今後さらに研究を進めるとの答えですが、コロナ禍の今だからこそ早急に実施すべきではないのでしょうか、見解をお伺いいたします。

○議長（谷口 整） 黒川次長。

○教育次長（黒川 剛） 本町の児童生徒数は637名でございます。

経済的事情により、生活保護や準要保護の該当者は約70名。この方々につきましては、給食費を公費で支援していますことから、さらに給食費徴収対象者が減少している状況でございます。

限られた人数に対し、多額のシステム導入費、運営費及び人件費の増額は、費用対効果の面から多くの課題を有することになるものと考えております。

これらの課題を克服することができるのか、さらに研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） ただいま637名のうち約70名が公費支援とのことで、残りは550名強の人数に対し、多額のシステム導入費、その他人件費など、費用対効果の面で課題があるとのことですが、その管理に本当に多額の費用が必要でしょうか、また専用の人が必要でしょうか。

公費の管理と同じ尺度では測れませんが、緑苑坂地区の自治会費やその他の費用を自

自治会発足当時、民間業者にそれまで委託管理していた過去がありますが、私が自治会役員になった会発足4年目のときに、その手数料が高額なため、自治会役員の管理に我々の手で変更し、以来、現在に至っています。現在、ご承知のとおり、450前後の口座を管理していますが、当時の状況と比較すると、改革・改善の結果、自治会運営に大きなメリットをもたらしております。当時の費用はパソコンの購入費程度で、滞納者の方も毎回数件発生しますが、役員の対応で処理をしております。

給食費の滞納件数も年間の発生件数は、そう多くないと推察いたします。

先ほども述べましたが、そのために督促業務の専門的な知識などがない教職員が保護者の在宅時間である時間外で対応することは、働き方改革の面でも、時間的にも、精神的にも負担が大きいのではと思います。

保護者にとっての最大の関心事は、教員の資質の向上であります。教員が本来の業務に専念できることが最大の効能であります。また、学校のよしあしの半分は、そこに集まる子どもたち、保護者、地域の人々で決まると思います。

給食費以外の徴収の課題などもよく承知をしております。また、過日、委員会などで話題になった学力の問題。保護者の関心は常にそこにあります。

先ほどの答弁で、課題を克服できるのかこれから研究を進めるとのことで、当面、継続して現場に負担をかけることの改善・改革は期待できない、そういったスタンスだと思いますので、今回のこの質問に関しては終わりたいと思います。

次に、最後の質問ですが、コロナ禍における小中学校のマスク着用についてお伺いいたします。

新型コロナB.A. 5による新規感染者数の増加により、報道などを見ても、医療現場での飽和状態をはじめ、本町感染者も増加の途上にあり、いまだもってピークダウンの兆候が見えてきません。学校夏休み前には、ポルトガルなどでのピークダウンなどの発表があり、我が国でも8月中旬から下旬頃には減少していくとの予測もあり、9月に入り、若干減少の兆しがあるともありますが、感染の急拡大は、本町においても社会活動に様々な影響を与えております。

そういった中、文科省から5月末に学校生活における児童生徒のマスク着用についての考え方が示されました。

マスク不要なケースの例として、体育の授業、運動部活動の活動中、登下校時などが取り上げられています。

夏休み期間中、この本町でも子どもが一番多い緑苑坂地区でも、この夏休みには公園

をはじめ、緑苑坂地内でコロナ予防のためか、熱中症の予防のためか分かりませんが、子どもたちの声・姿をほとんど見ることのない光景でした。8月29日から新学期が始まりましたが、登校日では、ほぼ全員がマスクで登校していました。

京都大学大学院教授の認知科学者明和政子先生の研究によりますと、「大人の脳と子どもの脳は全く違うもので、子どもの脳は大人の脳のミニチュア版ではない」と発表されています。

相手の気持ちを考える能力が一番成長する4歳から10歳がマスクによってコミュニケーションの壁になっている。人の脳は、成長までに25年かかるとの研究成果もあります。マスクで表情が見えないので、言葉の獲得がゆっくりになった。子どもの反応が弱いといったことも指摘されています。

子どもたちは表情の中のたくさんの情報を使って、相手の表情・感情といったものを理解して成長していくわけですが、そういった経験が今回のコロナ禍において一気に失われていく可能性が高いと思います。

現在、授業を受けている子どもたちも約3年ほど前からマスクを着用しており、また今後マスクをつけた幼児が順次入学してきます。教育委員会としての対応をどのようにお考えか、お聞きいたします。

○議長（谷口 整） 黒川次長。

○教育次長（黒川 剛） 小中学校におけるマスク着用についてですが、本年6月14日付文書で「学校生活におけるマスク着用について」をご家庭に配布し、保護者の皆様にマスク着用に関する内容をお示ししております。

その中で、マスク着用が必要のない場面も具体的にお伝えをしており、その内容に応じてマスクの着用について対応をしております。また、授業時間では、教室内かつ会話をを行う場面が多いことから、マスク着用している状況が多くございます。特に教職員につきましても、授業を進めていく上で声を出す必要があることから、マスクをつけて授業を行っております。

ご質問にありますように、子どもがマスクを着用することに関するいろいろなお考えがあることは承知しておるところでございます。

しかし、全国的に新型コロナウイルスの感染拡大が続いている現状におきまして、本町立小中学校では、感染を広げない学校教育を安全に継続していくことを最優先に取り組んでいるところでございます。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） 感染を広げないことを最優先に取り組んでいるとのこと、当然のことと思います。

私の今回の質問も安全・成長といった点では、二律相反する質問であることは承知しております。

現時点では、児童生徒が安心・安全な学校生活を送ることができる環境づくりが最優先であると思います。

家庭ではマスクなしで、より豊かな表情を見せていると思いますが、学校では給食の時間以外、ほとんど外すことがないマスク姿で児童生徒たちの表情が把握できないまま推移しているのではと感じております。

通常であれば、先生方も、日々、子どもたちの表情を見ながら、その心理状態などを把握し、指導に活かしておられるのではと老婆心ながら推察いたしております。

先ほど認知科学者明和政子教授の研究で、人の脳は成長までに25年かかると紹介しましたが、相手の気持ちを考える能力が一番成長する4歳から10歳において、マスクで育った児童は、将来、今の環境が問題として現れてくる可能性があるのではと懸念されております。

コロナ禍によって、他者とのコミュニケーションが閉ざされ、核家族化で孤立育児が進んでいる。人は共同養育の中で進化した生物であるとの考えを示されています。

現場の先生方もコロナ禍においては、子どもの安心・安全も最優先と思いますが、表情から来る心の成長といった指導も併せて重要なテーマと思います。

今はまだ新型コロナウイルス感染症収束の着地が見えませんが、今後もマスク世代の児童生徒が入学してきます。その受入れの研修など実施することが必要ではと考えますが、いかがですか。

○議長（谷口 整） 黒川次長。

○教育次長（黒川 剛） 学校におきましては、日々、新型コロナウイルス感染症の防止対策を行いながら児童生徒の教育活動を行っております。

ご質問にあります諸課題、他者とのコミュニケーションにつきましては、ICTの活用等工夫をして、学校では取り組んでいるところでございます。

また、今後もマスク世代の児童生徒の入学ということでございますが、議員が課題とされている点につきましては、教育委員会としても認識しているところでございますが、現時点におきましては、科学的エビデンスもない状況であり、文部科学省から対応策についての考え方も示されていない状況でございます。

研修など、取組方向につきましては、今後の課題であるとして、感染防止対策を第一に現状形態を継続してまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） ただいま科学的エビデンスが現時点でない状況との答弁で、現状形態を継続していくとのことです。

科学的エビデンスについては、先ほども述べたように、表情が見えないことに対する症例や効果といったことは、今後徐々に証明されていくことになると思います。近い将来、医学者をはじめ、心理学者、教育学者など多くの研究者のエビデンスが集まると思います。特に新型コロナウイルス感染症のような未知のウイルスに対しては、新しいワクチンや治療方法などが日々生まれてきます。

今回の感染拡大のケースでは、当初、完全なエビデンスのもとに接種が始まったのでしょうか。感染拡大の予防と並行して根拠、証拠が集められたと思います。

私は、学校を卒業してから、研究用の化学薬品を販売する会社で約30年余り大学、企業などの研究室に出入りしておりました。そして、多くの研究者と対話し、その成果も見てきました。現在、成果として表れているような現象において、当初からエビデンスはあったのでしょうか。先駆者の残したエビデンスだけでは科学の発達・発展はありません。

私は、マスクを外せと言っているのではなく、マスクをつけたまま成長した子どもが入学してくる。それらの子どもたちにしっかりと寄り添う教育指導ができるのか、その受入れに疑問を感じています。

必要に応じて表情を見せながらコミュニケーションを図る環境づくりをお願いいたしまして、今回の質問を終わりたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて、原田周一議員の一般質問を終わります。

お諮りをいたします。以上で、本日の全日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定をいたしました。

次回は9月15日午前10時から本会議を開きますので、ご参集願います。

本日は長時間お疲れさんでした。

散 会 午後 2時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。ただし、令和4年11月4日議長逝去のため署名不可。

副 議 長 浅 田 晃 弘

署 名 議 員 山 内 実 貴 子

署 名 議 員 榎 木 憲 法